

山 青森県報

第千九百九十三号

平成十四年三月八日(金曜日)

目次

規則

○青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一

告示

○証紙売りさばき人の指定……………(経 理 課) ……二

公告

○第七次青森県卸売市場整備計画の策定……………(流通加工課) ……三

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……九

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(三)地方農林戸水産事務所 ……〇

○土地改良区の役員の住所変更……………(上)地方農林水産事務所 ……〇

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生 活 安 全 企 画 課) ……〇

規 則

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八号

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第七条中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号から第十三号まで」を「第十二号から第十四号まで」に改め、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、

第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 いるか突棒漁業

第八条第一項中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号から第十三号まで」を「第十二号から第十四号まで」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行の際現に漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づく平成十三年十二月七日青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号又は平成十三年十二月七日青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号に基づきいるか突棒漁業を営んでいる者は、平成十四年三月三十一日までの間は、改正後の青森県海面漁業調整規則第七号の規定にかかわらず、引き続き営むことができる。

告 示

青森県告示第八十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年三月八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び名称
上北郡東北町字家の下タ三九の三
有限会社上北自動車学校
- 二 指定年月日
平成十四年三月八日
- 三 売りさばき場所
上北郡東北町字家の下タ三九の三

公 告

第七次青森県卸売市場整備計画の策定

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定により、第七次青森県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

平成十四年三月八日

青森県知事 木 村 守 男

第七次青森県卸売市場整備計画

第1 目標年度

この計画は、平成10年度を基準年度とし、平成22年度を目標年度とします。

第2 卸売市場の適正な配置の方針

県内の卸売市場の配置計画については、平成13年3月に公表された国の「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」との整合性を保ちながら、各流通圏において、需給調整機能及び主体的な価格形成機能をもつ中央卸売市場を「基幹市場」とし、当該流通圏において拠点的作用を果たす地方卸売市場を「地域拠点市場」とし、また、地方卸売市場のうち大規模で地域流通の中核的拠点となるべきものについては「中核的卸売市場」として、それぞれ配置します。

1 青果物卸売市場

(1) 青森流通圏

この地域には、基幹市場である青森市中央卸売市場、中核的卸売市場である大魚株式会社むつ総合卸売市場、地域拠点市場である地方卸売市場株式会社五所川原中央青果それに五所川原市にある小規模市場の4市場で構成されています。

基幹市場、中核的卸売市場及び地域拠点市場は、それぞれ存置整備することとし、それぞれの市場機能の充実に努めます。

(2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的卸売市場である地方卸売市場弘前中央青果株式会社のみであり、存置整備の方向で市場機能の充実に努めます。

(3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場、地域拠点市場である十和田市地方卸売市場と南部町萱地方卸売市場で構成されています。それぞれ存置及び存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

2 水産物卸売市場

(1) 産地市場

本県は三方が海に面しており、また、その懷に陸奥湾を有することから海岸線には数多くの漁港が点在し、これらの漁港には卸売市場又は荷さばき所が設置されていますが、今後も地域の実情に応じて、水産基盤整備計画に基づき漁

港及び後背施設の整備をしていきます。
産地市場は、水産物の生産と流通の接点としての役割を果たしており、産地における出荷及び加工機能との関連性が強いいため、地域の実情に即した市場施設の近代化、取引の合理化等に努め、水揚量及び魚種構成の変化、地元加工業者の生産動向等、今後の水産物流通を巡る諸条件の変化に対応した効率的な流通が確保されるよう配置します。

また、国が策定した「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知)に即して、産地市場としての機能強化を推進し、水産物流通コストの削減を図り、多様な高度化する需要者のニーズに的確に対応していきます。

具体的には、公正な価格形成、市場取引の効率化、市場経営の基盤強化等を図る観点から、年間取扱高の小規模な市場及び荷さばき所のみならず、比較的大規模な市場も視野に入れて産地市場の統合及び経営の合理化に向けた取組みを推進していきます。市場の統合及び経営の合理化に当たって、全国規模の出荷圏を有し、かつ、消費地市場化も目指す「大量広域流通圏型市場」や、当日売買圏型として地場流通を支える「地域拠点型市場」、ブランド志向で、おおむねキロ平均単価一千円以上の魚介類を主体に扱うことを目指す「特定魚種流通型市場」の3つのタイプを想定し、各市場の実態と未来像を総体的に勘案するとともに、今後関係者との十分な協議を繰り返しながら検討を進めていきます。これらのことを踏まえて、以下のとおり整備に努めていきます。

市町村名	整備の方向
八戸市	第二人工島建設構想における八戸市第一魚市場・第二魚市場・第三魚市場の統合整備を検討し、大量広域型市場を目指すものとします。
百石町	百石漁港新設計画に伴う産地市場新設を検討し、地域拠点型市場を目指すものとします。
三沢市	三沢市魚市場について存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
六ヶ所村	泊魚市場について存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
東通村	白糠魚市場及び近隣荷さばき所の共同市場構想に基づく地域拠点型市場の設置を検討するものとします。

大畑町	大畑町魚市場について存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
大間町及び周辺市町村	北通6漁協連絡協議会を軸とした共同市場構想に基づく地域拠点型市場の設置を検討するものとします。
小泊村	小泊魚市場及び下前魚市場による地域拠点型市場の統合を検討するものとします。
鯉ヶ沢町	鯉ヶ沢魚市場について特定魚種流通型市場の形成を検討するものとします。
深浦町	深浦魚市場、大戸瀬魚市場及び近隣の荷さばき所による特定魚種流通型市場の形成を検討するものとします。
その他の各市場及び荷さばき所	このほか、各市場及び荷さばき所において、水産物流通や市場運営状況等を勘案して必要が生じた場合は、整備若しくは統合等により水産物流通機能の充実を図るものとします。

(2) 消費地市場

消費地市場については、青森市中央卸売市場が県内全域にわたる水産物の拠点になっており、基幹市場としての役割を果たしています。

さらに、消費地における水産物の円滑な流通を図るため、青森市中央卸売市場からの距離、分荷の状況等を考慮して弘前市、五所川原市及びむつ市に地方卸売市場を配置しており、各流通圏の消費者へ安定的に水産物を供給していきます。これら市場については、それぞれ存置若しくは存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

今後、八戸市については、当該地域の実情を勘案して必要が生じた場合、地方卸売市場の配置について計画します。

(3) 陸奥湾圏域荷さばき所

陸奥湾は、我が国有数の内湾で、その特色を生かしたホタテガイ養殖が盛んであり、他の水産物の水揚げが極めて少ない状況です。また、水揚げされたホタテガイは、青森県漁業協同組合連合会によって一括入札され、一般に産地市場を経由する他の水産物とは流通経路が異なること等の理由から産地市場が形成されず、全て荷さばき所となっています。従って、今後はこれら荷さばき所の効率的な整備を図ります。

現在、全国の食肉卸売市場は36市場あり、このうち中央卸売市場は10市場、地方卸売市場は26市場ありますが、北海道・東北には、宮城県仙台市中央卸売市場があるのみとなっています。

本県においては、食肉卸売市場が設置されていないことから、食肉の取引は、相対取引による枝肉及び部分肉流通が主体となっています。

食肉の適正な取引、価格形成を図る上で、市場取引が望ましいと考えられますが、買参人の確保や部分肉流通の増加等から新たに食肉卸売市場を配置することは現実的に難しいのが実情となっています。

このため、今後は、実質的に卸売市場的な役割を果たしている、既設食肉センターの整備・機能強化等を通じて、食肉流通の円滑化を図っていきます。

4 花き卸売市場

花き卸売市場は、花きに対する需要が大幅に増加する傾向にあることから、効率的な運営を確保することを目標に市場整備を検討していきます。

(1) 青森流通圏

この地域における市場は、基幹市場である青森市中央卸売市場のみであり、存置整備の方向で市場機能の充実に努めます。

(2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的卸売市場である弘前中央青果株式会社及び2つの小規模市場です。これらの市場については、市場の存立経緯を踏まえながら、統合について関係者による協議の場を設け、検討していきます。

(3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場のみであり、存置整備することとします。

5 卸売市場の配置計画

県内の卸売市場の具体的な配置計画及び存置、存置整備、統合、廃止等の整備方針については、次表のとおりです。

卸売市場配置計画

流通圏 No	No	配置位置	当該流通圏の既存市場		区分	市場の整備計画	備 考	方 針			卸売市場整備地区	備 考									
			市 場 名	市 町 村 名				取 扱 品 目	整 備 予 定 年 度	無											
								前 期	後 期	目 標 降											
No.1	No.1	青 森 市	青 森 市	(1) 総合卸売市場 ①青森市中央卸売市場	中	第7次中央卸売市場整備計画に基づき整備	中	青果物 水産物 花	○	○	無	無	基幹市場								
									五所川原市	五所川原市	(2) 青果物卸売市場 ②地方卸売市場 ③五所川原中央青果(小規模) ④五所川原第一市場 ⑤水産物卸売市場 ⑥五所川原地方卸売市場 ⑦丸中五所川原中央水産(株)			民	存置、施設整備	民	青果物	○	○	無	地域拠点市場
																		民	存置		
No.1	No.1	む っ 市	む っ 市	(1) 総合卸売市場 ⑧地方卸売市場 ⑨大魚(株)むっ総合卸売市場	中核	存置、施設整備	民	青果物 水産物	○	○	無	中核的卸売市場									

No.1	深 浦 町	深 浦 町	(3) 水産物卸売市場 ⑥地方卸売市場深浦魚市場 (産) ⑦地方卸売市場大戸瀬魚市場 (産)	民	⑥、⑦の統合に向 けて検討	民	水産物			無	
No.1	鯨ヶ沢町	鯨ヶ沢町	(3) 水産物卸売市場 ⑧鯨ヶ沢漁業協同組合 地方卸売市場 (産)	民	存置	民	水産物			無	
No.1	小 泊 村	小 泊 村	(3) 水産物卸売市場 ⑨地方卸売市場小泊漁業 協同組合魚市場 (産) ⑩地方卸売市場下前魚市場 (産)	民	⑨、⑩の統合に向 けて検討	民	水産物	○		無	
No.1	大 畑 町	大 畑 町	(3) 水産物卸売市場 ⑪地方卸売市場大畑町魚市場 (産)	公	存置、施設整備	公	水産物	○		無	
No.1	大 間 町	大 間 町	(3) 水産物卸売市場 ⑫地方卸売市場大間漁業協同組合 市場 (産)	民	北通6漁協連絡協 議で共通の新設に よる統合化を検討	民	水産物			無	
No.1	東 通 村	東 通 村	(3) 水産物卸売市場 ⑬地方卸売市場白糠魚市場 (産)	民	白糠魚市場及び近 隣市場との統合化 を検討	民	水産物			無	
No.1	六ヶ所村	六ヶ所村	(3) 水産物卸売市場 ⑭地方卸売市場泊魚市場 (産)	民	存置、施設整備	民	水産物	○		無	
No.1	三 沢 市	三 沢 市	(3) 水産物卸売市場 ⑮地方卸売市場三沢市魚市場 (産)	公	存置、施設整備	公	水産物	○		無	
No.1	上 北 町	上 北 町	(3) 水産物卸売市場 ⑯小川原湖地区卸売魚市場 (小規模)	民	存置	民	水産物			無	
No.2	弘 前 市	弘 前 市	(1) 総合卸売市場 ⑰地方卸売市場 弘前中央青果(中核) (3) 水産物卸売市場 ⑱弘前水産物卸売市場 (中核) (4) 花き卸売市場 ⑲(株)弘前生花市場 (小規模) ⑳弘前堅田生花(株) (小規模)	中核 中核 民 民 民	存置、施設整備 存置、施設整備 — — —	民 民 民 民 民	青果物 水産物 花 花 き	○ ○ — — —		無 無 無 無 無	中核的地方 卸売市場 中核的地方 卸売市場

No.3	No.1	八 戸 市	八 戸 市	(1) 総合卸売市場 ②八戸市中央卸売市場	中	第7次中央卸売市場整備計画に基づき整備	中	青果物	○		無	基幹市場
No.3		南 部 町	南 部 町	(2) 青果物卸売市場 ⑤南部町宮地方卸売市場	公	存置、施設整備	公	青果物	○		無	
No.3		十 和 田 市	十 和 田 市		公	存置、施設整備	公	青果物	○		無	

注 1 流通圏No.の欄の青果物及び花きに係る「No.1」は青森流通圏を、「No.2」は弘前流通圏を、「No.3」は八戸流通圏を、また、同欄の水産物に係る「No.1」は県下全域の流通圏を示します。
 2 当該流通圏既存市場の欄の市場名に係る「(小規模)」は小規模市場を、「(産)」は産地市場を示します。
 3 当該流通圏既存市場の欄及び整備方針の欄の区分に係る「中」は中央卸売市場を、「公」は公設の地方卸売市場を、「民」は民営の地方卸売市場を、「中核」は中核の地方卸売市場を示します。
 4 整備方針の欄の市場の整備計画に係る「ー」は、整備の対象としていないことを示します。
 5 整備方針の欄の整備予定年度の区分に係る「前期」は平成13年度から平成17年度までを、「後期」は平成18年度から平成22年度までを、「目標以降」は平成23年度以降を示します。
 6 「卸売市場整備地区」とは、近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として知事が指定する地区をいいます。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的事項

1 立地条件

- (1) 立地周辺の土地利用との調整を考慮しつつ、都市計画等との整合性を確保するものとします。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮するものとします。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所を選定するものとします。
- (3) 各種施設が適切に配置され施設利用の効率性が確保できる地形とするものとします。

2 施設の種類の

(4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域に立地するものとします。
 施設の種類の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食品の品質・安全性及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要な施設を計画的に整備するものとします。
 また、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとします。

施設	例	示
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売施設、活魚販売設備	
駐車施設	駐車場	
貯蔵・搬送施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、トラック	
輸送施設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フュークリフト、エレベーター、コンベア	
衛生施設	発泡スチロール処理設備、じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室	
情報・事務処理施設	入荷量・卸売価格表示設備、せり機械設備、情報処理センター、コンピュータ、見学研修設備	
管理施設	管理事務所、業者事務所	
加工処理施設	バナナ熟成加工室、小分け・包装設備	
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室	
関連事業施設	関連商品売場	
以上の施設に付帯する施設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備	

なお、水産物産地市場については、海水浄化施設、水場・選別機械設備、計量施設等を実情に応じて整備するものとします。

3 施設の規模

別記に基づいて算定される施設規模を確保するものとします。

4 施設の配置及び運営

施設の配置及び運営については、取扱量の見通しと輸送条件の変化に応じ搬入、搬出及び仕入れが効率的に行われるよう配慮し、特に、次の事項に留意するものとします。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保に努めるものとします。
- (2) 輸送体系や取引方法の変化、取扱品目の増加等に対応して能率的な物流の確保に努めるものとします。
- (3) 生鮮食料品等の品質・安全性に対する消費者の関心に応えるため、衛生管理施設や低温卸売場、温度帯別冷蔵庫等の保冷施設の整備を進めるものとします。
- (4) 生鮮食料品等の物流の合理化を図る一環として、施設の配置の合理化を行うとともに、省力化機器の体系的利用を含む場内物流システムの開発導入を行う

ものとしてします。

- (5) 市場内におけるLAN（構内情報通信網）の整備等により、開設者と市場関係事業者間の情報基盤の確立を図るとともに、IT（情報通信技術）の進展に対応し市場機能の強化に積極的に取組み、市場運営の効率化、流通業務の迅速化等に努めるものとします。

- (6) 量販店のシェアの増大等小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設の整備を図るものとします。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテールサポート（小売支援活動）等にも取り組んでいくものとします。

- (7) 卸売市場の多様な機能の発揮と周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティ機能を持つ施設等関連施設の整備に留意するほか、可能な限り緑地帯等を設置するなど開かれた市場づくりに努めるものとします。

5 施設の構造

施設の構造については、取引方法の変化、情報化の進展、多温度帯流通の進展等の物流技術の進歩、施設の維持管理の改善、効率的な投資の実現等に配慮し、特に、次の事項に留意するものとします。

- (1) 鉄骨構造又は鉄筋コンクリート構造等長期使用が可能なものとし、耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮するものとします。
- (2) 売場施設は、取引の効率化及び物流の円滑化が確保される構造にするものとします。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引方法

取引の透明性の確保、流通経費の軽減、取引の活性化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとします。

- (1) 卸売市場における売買取引は、公正であり、かつ、流通効率の高い取引方法により行うとともに、その取引結果の公開を図るものとします。このため、消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場がもっている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場関係者の意見を聴きながら、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定し、それを遵守するものとします。

(2) 多様な方式の導入等（複数のせり時間の設定等）によりせり方式の改善に努めるものとします。

(3) 卸売場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保するものとします。

(4) 卸売場における商品の配置の適正化に努めるものとします。

(5) 卸売場においては、公正な取引を推進するため、原産地表示の徹底等を行うものとします。

(6) 産地及び消費地を通ずる情報の受発信機能を強化し、幅広く関係者が参加した情報センサーとして整備し、取引の透明性の確保と活性化に努めるものとします。

(7) 規制緩和の観点から卸売業務の手續などの簡素化に取り組みます。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス^(註)の展開方向、市場労働の省力化等に努め、特に次の事項に留意するものとします。

(1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めるものとします。

(2) 予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化や小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して、保管・加工処理・配送施設の整備に努めるものとします。

(3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷受労働の省力化に努めるものとします。

(注) ロジスティクス (logistics) とは、物流を単に品物を運搬することととらえるのではなく、原材料、部品の調達、取扱の管理等を含めて、物の流れと、それに伴う商品管理、人員配置等をどのようにすれば最も効率的か、という総合的な観点でとらえる概念。

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 業者の経営基盤の近代化

(1) 卸売業者

① 卸売業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしてい

ため、卸売業者の経営規模の拡大と経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めるものとします。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併等による統合大型化、あるいは関係業者間の連携強化に努めるものとします。

② 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めるものとします。

③ 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めるものとします。

④ 消費及び供給の動向に対応した集荷販売力の強化と商品開発能力の向上に努めるものとします。

(2) 仲卸業者

① 仲卸業者の経営の発展を図るため、市場や消費の実態、従業員の高齢化や後継者の有無等を踏まえながら、合併等による統合大型化あるいは関係業者間の連携強化に努めるものとします。

② 小売店、外食産業等の仕入れニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売機能の強化に努めるものとします。

③ 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコスト削減に努めるものとします。

④ 小売店等の営業の動向に対応し、就労体系の整備により市場の休業日における営業の実現に努めるものとします。

2 その他

(1) 情報処理のシステム化は、取引の公開性を高めるとともに、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化など市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、その推進に努めるものとします。

(2) 福利厚生施設の充実や最新の物流システムの導入等により市場従事者の労働条件の改善を図り、魅力ある職場づくりを目指すものとします。

(3) 食品の安全性の確保と環境問題に対処するため、より安全な農産物の生産推進や「有機食品検査認証制度（JAS法）」及び「青森県特別栽培農産物認証

制度」の活用とも連動を図りながら、商品の検査体制の充実と各種廃棄物等の発生抑制、リサイクルシステムの確立に努めるものとします。

(4) 災害時における卸売市場の果たす役割は重要であり、施設の防災性について調査点検を強化するものとします。

また、災害時における被災者への食品の確保・提供のための機能を充実するものとします。

(5) 地域住民のための開かれた市場づくりを目指し、既に地域に定着している「市場まつり」を中心に一層の充実強化に努めるものとします。

さらに、学童の市場見学等への働きかけを市場協会等を通じてPRするものとします。

また、広く消費者に対して卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、様々な情報を広く公開・提供しよう努めるものとします。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は横込所）の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して1日当たりの流通量の規模を推定し、次の算式により行うものとします。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i ：目標年度における売場施設の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たりの流通の規模

f_i ：売場施設経由率

μ_i ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

R_i ：売場施設通路面積

i ：各売場施設

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとします。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとします。

$$S_t = 25m^2 \cdot \frac{g_t}{\mu_0} + M$$

S_t ：目標年度における駐車場の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たりの流通の規模

μ_0 ：1台当たりの積載数量

M ：その他業務用及び通勤自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとします。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S ：目標年度における市場用地の必要規模

a ：増設余力指数

S_i ：各施設の必要規模

S_t ：駐車場の必要規模

R ：建物外部の通路の必要規模

農卸市場改良事業七画案風の取組

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、中沢農村地区の農卸土地改良事業（土地改良総合整備（担い手育成型（高度利用型））計画を採択したの）を、同法第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ

り公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月八日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月十一日から同年四月八日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

出先機関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年三月八日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	守田 寅男	三戸郡五戸町字赤川一四	平成一四・一・云

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年三月八日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更の 年 月 日
理 事	根岸 金雄	旧住所 三沢市大字三沢字下久保三 新住所 三沢市下久保三丁目一の六	平成一三・二・二〇

公安委員会

青森県公安委員会告示第十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月八日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR花火師勤太	マルホン工業株式会社
同	CRサラリーマン金太郎R	サミー株式会社
同	CR北斗の拳V	同 右
同	CRマッピーパーク	株式会社サンセイアールアンドデイ
同	CRミラクルチェイサーZ1	株式会社まさむら遊機

同 右	回胴式遊技機	同 右	同 右	同 右	同 右
ドリームセブンマックス	ビバライバル	ファイバー競馬王DX	CRかっぱ64V	CRかっぱ64R	CRミラクルチェイサーX1
高砂電器産業株式会社	同 右	株式会社ダイド	同 右	株式会社藤商事	同 右